

令和3年8月24日(火) 場所 委員会室

○出席委員

| | | | |
|------|-----------|-------|-------|
| 委員長 | 高柳貴美代 | 委員 | 青木 淳子 |
| 副委員長 | 稗田美菜子 | | |
| 委員 | 古濱 薫 | 議長 | 青木 健 |
| ” | 石井 伸之(代理) | 副議長 | 藤田 貴裕 |

○欠席委員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 委員 | 藤江 竜三 | 委員 | 柏木 洋志 |
|----|-------|----|-------|

○出席説明員

| | | | |
|-----|-------|--------|-------|
| 市長 | 永見 理夫 | 政策経営部長 | 宮崎 宏一 |
| 副市長 | 竹内 光博 | 行政管理部長 | 藤崎 秀明 |

○議会事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤 哲也 |
| 議会事務局次長 | 古沢 一憲 |

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第3回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程(案)等について
 - ① 会期、日程(案)について
 - ② 議事日程(案)について
- (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて
 - ① 議案等について
 - ② 請願・陳情について
 - ③ 追加議案について
 - ④ 各常任委員会への報告事項について
- (3) 議員提出議案の提出期限について

2. 国立市議会会議規則の一部改正について

午前10時1分開議

○【高柳貴美代委員長】 皆様、おはようございます。令和3年第3回定例会前の議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。国立市のスーパークールビズの期間は10月末日までとなっておりますので、従前のおおりの、第3回定例会及び決算特別委員会においても同様の扱いとさせていただきます。

この際、御報告いたします。藤江竜三委員及び柏木洋志委員より欠席する旨の連絡がありましたので、御報告を致します。なお、議会運営委員会内規第5条により、石井伸之議員が藤江委員の代理委員として出席しております。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【青木健議長】 おはようございます。このような状況下でございますので、着席のまま御挨拶をさせていただきたいと思っております。第3回定例会を控えまして大変お忙しい中、委員、皆様方に御参集を賜り、誠にありがとうございます。どうぞ活発な御協議を心からお願いをさせていただきたいと存じます。

実はちょっとここで皆様方に御報告でございますが、この国立市議会からも1名、コロナの感染者が出てしまいました。これによる広がりをおいかに防ぐか、そして議会から役所内、そしてまた市民へと広げないということについて、今後、皆様方と御相談させていただく機会があると思っておりますので、その節はまた御協力のほどよろしくをお願いいたします。どうぞよろしくお祈りいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は令和3年第3回市議会定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

今回の提出予定案件について御説明いたします。報告等の案件につきましては、個人住民税納税通知書の印刷プログラムの誤りにより国立市が受けた損害の賠償に関するシステム会社との和解に係る専決処分事項の報告についてを1件送付させていただいております。

次に、市道路線の廃止についてですが、払下げの申請及び都市計画道路の整備に伴う都道への管理移管により、一般交通の用に供する必要がない市道路線を3路線廃止するものでございます。

次に、市道路線の認定についてですが、道路の廃止に伴い、終点が変わる市道路線1路線を認定するものでございます。

次に、条例案についてですが、国立市生活保護行政等運営審議会条例案等全部で9件を送付させていただいております。このうち、国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、令和3年9月1日に個人番号カードの再発行手数料の事務上の取扱いが変更になりますことから、本会議初日に即決でお取扱いを頂きますようお願い申し上げます。

次に、補正予算案についてですが、令和3年度国立市一般会計補正予算（第4号）案、令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案の3件を送付させていただいております。

次に、追加提出予定案件でございます。令和2年度の各会計決算に伴うものとして、健全化判断比

率等についての報告、決算認定として、令和2年度国立市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計、下水道事業会計の歳入歳出決算、関連する議決案件として、令和2年度国立市下水道事業利益剰余金の処分についての提出を予定しております。いずれも準備が整い次第、追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症自宅療養支援室の設置に伴う関係予算についてでございます。現在、既存の予算の中で対応しておりますが、今後の執行及び精査をしていく中で不足が生じる場合には補正予算を追加提出させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進めてまいります。



議題1. 第3回定例会の議事運営について

(1) 会期、日程（案）等について

① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題1、第3回定例会の議事運営について、(1)会期、日程（案）等についての①会期、日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 会期、日程（案）について御説明申し上げます。市長提出議案等は専決処分事項の報告、市道路線の廃止・認定、新規条例の制定、条例の一部改正、補正予算案で15件でございます。

請願・陳情でございますが、今回、陳情が9件提出されております。そのうち郵送分が3件でございます。郵送によります陳情につきましては、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準及び先例に倣いまして、その写しを各会派へ御配付しております。

第3回定例会の会期は、8月27日金曜日から9月28日火曜日までの33日間とする案でございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和3年国立市議会第3回定例会日程表について御説明を申し上げます。なお、日程表中、本会議等を行わない日について、市の休日に該当する日は休会、それ以外の日は休会予定と表記を致しております。

8月27日金曜日为本会議の初日でございます。初日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、議案等上程・委員会付託、採決まででございます。28日土曜日から30日月曜日までは休会とし、31日火曜日から9月3日金曜日までは一般質問でございます。一般質問通告者は20名でございましたので、前例に倣い、各日5名の割り振りで行う案でございます。

4日土曜日から6日月曜日までは休会とし、7日火曜日が総務文教委員会、8日水曜日が建設環境委員会、9日木曜日が福祉保険委員会でございます。10日金曜日から15日水曜日までは最終本会議に向けての事務整理等で休会と致しますが、14日火曜日に最終本会議の議事運営について議会運営委員会を開催いたします。16日木曜日を最終本会議とする日程案でございます。

なお、議会に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に備えまして、9月28日火曜日まで本会議を行える日程としているところでございます。会期、日程（案）につきましては、以上のとおりでございます。御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 議事日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 ②議事日程（案）について、事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（案）について御説明を申し上げます。お手元の議事日程（第1号）を御覧願います。議事日程は、おおむね前例に倣い配列いたしております。初日の議事日程につきましては、日程第24、陳情第15号までで散会し、8月31日火曜日から日程第25、一般質問に入るといふ案でございます。議事日程（案）につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて

① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 (2)議案、請願・陳情等の取扱いについてに入ります。まず、①議案等について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 議案等について御説明申し上げます。日程第4、報告第6号専決処分事項の報告についてにつきましては、地方自治法の規定により報告を受ける扱いとなります。日程第5、第50号議案市道路線の廃止について及び日程第6、第51号議案市道路線の認定についての2議案につきましては、関連する事件であることから、先例に倣い、一括議題となります。日程第13、第58号議案国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、先ほどの市長の御挨拶にもございましたとおり、即決の扱いでお願いしたいと存じます。

次に、議案の付託先について御説明を申し上げます。お手元に御配付してあります付託事件一覧表を御覧願います。第50号議案及び第51号議案は建設環境委員会、第52号議案は福祉保険委員会、第53号議案から第55号議案は総務文教委員会、第56号議案は建設環境委員会、第57号議案は総務文教委員会、第59号議案及び第60号議案は建設環境委員会となります。第61号議案令和3年度国立市一般会計補正予算（第4号）案は各常任委員会、第62号議案令和3年度国立市介護保険特別会計補正予算（第1号）案及び第63号議案令和3年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案は福祉保険委員会となります。議案の付託先につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 次に、②請願・陳情についてに入ります。その取扱いについて、議会事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、請願・陳情について御説明を申し上げます。

今回、請願はございません。陳情の付託先について御説明を申し上げます。陳情第10号は建設環境委員会、陳情第11号は総務文教委員会、陳情第12号から陳情第14号までは建設環境委員会、陳情第15号は総務文教委員会となります。請願・陳情の取扱いにつきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長から説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 ③追加議案について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 追加議案について御説明をさせていただきます。市長の御挨拶にありましたように、令和3年度国立市一般会計補正予算(第5号)案を追加提出いたしたいとのことでしたが、その取扱いにつきましては、前半の本会議に議案が提出されましたら、提出された日の最後に追加議事日程として登載し、所管の委員会に付託する扱いとなります。なお、前半の本会議に間に合わない場合には最終本会議の議事日程に登載し、即決の扱いとなります。

次に、健全化判断比率等について、令和2年度各会計の決算認定及び下水道事業利益剰余金の処分につきましては、最終本会議に上程し、先例に倣い、議長と監査委員を除く全員で構成する決算特別委員会を設置し、議決後に付託し、閉会中の継続審査とする扱いとなります。詳しくは最終本会議前の議会運営委員会で協議を致したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、決算特別委員会の資料でございますが、各会派から要求のあった資料につきましては、担当部と調整し、9月22日水曜日までに議員控室に配付をする予定でございます。決算特別委員会の日程につきましては、9月30日木曜日、10月1日金曜日、4日月曜日、5日火曜日の4日間で行うことを確認いたしております。追加議案等の取扱いにつきましては、以上のとおりでよろしいか御協議を頂きたいと存じます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 ④各常任委員会への報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しを御覧願います。報告事項は、総務文教委員会の報告5件、建設環境委員会の報告4件、福祉保険委員会の報告3

件でございます。以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



(3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 (3)議員提出議案の提出期限についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議員提出議案の提出期限につきまして御説明を申し上げます。

意見書・決議案等の議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣いまして、9月9日木曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。ただし、福祉保険委員会での請願・陳情及び最終本会議での議決を受けて提出するものについては、この限りではないとされているところでございます。

なお、先例では、意見書案等について、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならないとされてございます。本定例会の日程は先ほど御確認を頂いているところでございますので、意見書案等は8月31日火曜日の正午までに御配付いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

第3回定例会の議事運営に関する協議が終わりましたので、市長をはじめ当局におかれましては、ここで御退席いただいても結構でございます。お疲れさまでございました。



議題2. 国立市議会会議規則の一部改正について

○【高柳貴美代委員長】 議題2、国立市議会会議規則の一部改正についてに入ります。このことについて、議会事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明を致します。国立市議会会議規則の一部改正につきましては、7月16日開催の会派代表者会議におきまして、標準市議会会議規則の一部改正の協議を行っており、議会運営委員会で協議することが確認されているところでございます。全国市議会議長会の標準市議会会議規則の一部改正につきましては、女性をはじめとする多様な人材の参画を促進するための環境整備を図る観点から、本会議等への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を行ったほか、行政手続等において押印を廃止する昨今の動向を踏まえまして、市議会に対する請願に係る署名・押印の見直しを行ったものでございます。

議会運営委員会資料No.2、国立市議会会議規則及び標準市議会会議規則の対照表を御覧願います。今回の改正に係る条文を抽出し、資料の表中、左を国立市議会会議規則、右を標準市議会会議規則としているものでございます。

初めに、第2条、欠席等の届出でございます。第1項の欠席等の事由につきまして、国立市議会会

議規則では、疾病、看護、介護、育児その他の事故としているところですが、標準市議会会議規則では、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由としているところでございます。

同条第2項につきましては、国立市議会のものは、本人または配偶者の出産——産前・産後の期間も含むでございますが——に伴う欠席の届出を規定している一方で、標準市議会会議規則では、第1項で配偶者の出産補助を欠席事由と定めていることから、本人の出産のみの規定とし、その期間について、出産予定の6週前の日から出産の日後8週間としているところでございます。国立市議会のものには出産の具体的な期間の定めがないところとなっております。

次に、第82条の請願書の記載事項等でございます。国立市議会会議規則では第82条、標準市議会会議規則では第139条でございます。国立市議会のものでは請願書の記載事項として、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所の記載に加えまして押印を要件としているところでございます。他方、標準市議会会議規則では記載事項として、請願者の署名又は記名押印とし、押印を必須の要件とは定めていないところでございます。

加えまして、欄外になりますが、参考として先例409を記載してございます。請願・陳情の賛成署名簿に関する先例でございます。請願書の記載事項等を見直す場合には、併せて検討すべきものと考えまして記載しているところでございます。

最後に、全国市議会議長会からの資料の写しも併せて配付を致しておりますので、御検討に当たり御参照いただければと存じます。説明は以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑、意見等を承ります。石井委員。

○【石井伸之委員】 議会事務局長にお聞きしたいんですけども、押印のほうです。請願書において選択肢として、記名押印を残すこと、廃止するということが、このことがあるんですけども、実際にそれ以外にも押印について、例えば我々が一般質問の通告書等でも押印する場面等あるんですけど、その辺りも含めて整理をして、押印が必要なのか、不要なのか。ただ、政務活動費等でそれに関するところは逆に必要であるとか、全ての面において押印が必要なのか、不要なのか。また、選択制が取れるのか。この辺、全てのところから整理すべきだと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○【内藤議会事務局長】 今、事務局レベルで市議会に関する書類の洗い出しをさせていただきまして、押印の廃止をできるものは当然していくというところで、事務局レベルで今精査をしているところでございます。事務局だけの判断ということではなくて、今、お時間を頂いて整理をさせていただいて、議員の皆様にも協議、確認をさせていただいて、なるべく押印を少なくしていくという準備を進めているところでございますので、大変恐縮ですが、もう少しお時間を頂ければと思っております。今、準備をしている最中でございます。よろしく申し上げます。

○【青木淳子委員】 事務局にお伺いしたいんですけども、標準市議会会議規則の欠席届、第2条に公務とありますが、これについて具体的な例は挙がっているのでしょうか。

○【内藤議会事務局長】 お配りしている全国市議会議長会の資料のほうにも、ちょっと枚数が多いので、なかなか今全てを読んでいただくというところではないと思いますが、その中にも記載されていると記憶しております。例えば例示をすると、全国市議会議長会または関東市議会議長会等の公務の正副議長の出張、会議への出席、また、議員派遣等の発せられたものが公務の扱いになると考えているというふうな全国市議会議長会の例示といたしますか、考え方が記載されているところござい

す。また、全体を読んでいただくとお分かりですけれども、あくまで全国市議会議長会の考え方といえますか、一般的なお話が記載されておりまして、個々の地域、市議会の状況によりまして、そういった判断は各市議会において、実情に合った、地域性に合った判断というもので御検討いただきたい旨の内容が記載されているというところでございます。以上でございます。

○【稗田美菜子委員】 これは今日決めるということではないんですね。その確認だけ。こういうことをこれから議論していくという理解でよろしいんですね。

○【高柳貴美代委員長】 そうですね。今日初めてお配りしたもので、もし皆様よろしければ、会議規則と先例の改定を行っていくということを確認させていただいて、お持ち帰りいただいて、要するに読んでいただいて、皆さんで検討していただくというふうに持っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○【稗田美菜子委員】 改定を行うというのは、必要なところを改定するという理解でいいんですね。基本的にこの標準市議会会議規則に合わせていくということをお求めていくということですか。

○【高柳貴美代委員長】 そうですね。

○【稗田美菜子委員】 標準市議会会議規則に合わせていくということなんですね。

○【高柳貴美代委員長】 この2点に関して。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、例えば国立市議会会議規則の中で、欠席等の届出の中で期間を明記しなかったのは、産前・産後休暇を取ることは、母体を守るために必要であるということの観点から産前6週間、産後8週間というのが必要だということはもちろんですが、その後、育児休業というのを職業柄取りにくいということ、御自身で定例会の合間で、どこでお休みするかということを見ると、期間の設定は必要ないという議論を以前してきたと思うんですね。その議論を超えて標準市議会会議規則に合わせていくという解釈なのか、ここは直さなくていいよねという箇所があれば、それは直さないというふうな形でよろしいのか、そこをちょっと伺いたかったんですけど。

○【内藤議会事務局長】 今回、市の会議規則で全国市議会議長会の標準の会議規則を明示させていただいて、今、委員長がお話したように、今後改正をしていくのかどうかというのを、今回お持ち帰りいただいて、どこをどういった形で改正をしていくのかということに関しましては、皆様の御意見、御協議、合意が得られるというところで、端的に申しますと、標準市議会会議規則に全て全く同じに改正をしていくとかということではございませんので、事務局としましては、標準市議会会議規則等のよいところを取り入れさせていただいて、私どもは、特に欠席事由につきましては、全国的にも先進的な規定を持っておったところがございますので、そのときの作成過程等を考慮、判断に入れます。どのような改正をしていくのか。それを今後、皆様方に御議論していただいて、まずはこういった方向で改正をしていくところの御確認をお持ち帰りいただければというふうに考えているところです。以上でございます。

○【古濱薫委員】 ということは、まず、持ち帰って会派で、交渉団体なりでこの部分について討議して、あと押印、ほかにも洗い出している途中だとか、各種書類とおっしゃっていたので、これ以外にも、事務局からのここもこういうふうに変えていきたいというのが出てくる可能性があるのでしょうか。

○【内藤議会事務局長】 すみません、ちょっと聞こえなくて。

○【青木健議長】 押印について、先ほど局長が言っていたもの等が追加で出てくるのかどうか。

○【内藤議会事務局長】 押印に関しましては、先ほど申し上げたように、今事務レベルでどういっ

たものができるか洗い出しや検討をさせていただいているところですが、それに伴います会議規則の変更は現時点ではないのではないのかなというふうに考えているところでございます。書類の、一般質問のところの印とか、そういったものが例としてあると思いますけれども、そういったものは今後、議長とも御相談させていただいて、どういった場で御確認をさせていただくか。それは今後、皆様と御協議をさせていただければと思っているところでございます。以上でございます。

○【古濱薫委員】 では、次回の議会運営委員会までに、本日の分を会派や交渉団体で共有して意見を取りまとめておくということでもいいでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 今の皆様のお話を伺ってまとめますと、会議規則や先例の改定の協議を行っていくということをここで確認して、そして会派、交渉団体の皆さんにお持ち帰りいただいて、これを見ていただいて協議を進めてきていただくということでしょうか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

では、ここで確認をさせていただきたいと思います。会議規則と先例の改定の協議を行っていくということでお持ち帰りいただいてもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのとおり決定をさせていただきます。

以上で議題2を終わります。石井委員。

○【石井伸之委員】 一言よろしいでしょうか。冒頭、議長から国立市議会のほうからも1名感染されたという話がありました。そういった中で、前期の議会運営委員会の中でオンラインで、リモートで委員会に出席をするという形で高柳委員長の下で協議をされてきました。やはりこういった形でコロナの感染、また、濃厚接触等の可能性があるということ、また、災害時のことを考えましても、委員会であればリモート、オンラインでも出席が可能という事例もございますので、できましたらこの議会運営委員会の中でその点につきましても、お時間いろいろと大変かと思いますが、また御協議いただければと思います。以上です。よろしくをお願いします。

○【高柳貴美代委員長】 ほかに御意見などございますか。いかがですか、皆さん。今の石井委員からの意見を受けて、稗田委員は前期もね。

○【稗田美菜子委員】 私個人としては、その考え方は非常に重要だと思いますし、まさに今、石井委員がおっしゃったように、濃厚接触者となった場合に、罹患されているよりも長い期間、外に出られないということ、周りへの感染を予防するという意味では家から出られないということがあると思いますので、それは今だからこそ迅速に対応していかなければいけないなと私個人は考えています。ただ、交渉団体としては様々な考え方の方がいらっしゃいます。ここで決めることはなかなか難しいので、そういうことを踏まえて、交渉団体の中でお話をしていくのはいいのかなと思います。

○【高柳貴美代委員長】 青木淳子委員はいかがですか。

○【青木淳子委員】 前期の議会運営委員会でもオンラインに関して、非常に丁寧にしっかりと議論をしてこられました。今回、議員の中にもそういう事例があるということは、やはり活用に向けてどういったことができるかということも含めて議論する必要はあるかなと思います。一応、でも会派を持ち帰りながら御意見をまとめてまいりたいと思います。

○【高柳貴美代委員長】 古濱委員はいかがですか。

○【古濱薫委員】 前期の議会運営委員会の取組も見ておりましたし、石井委員、稗田委員、青木委員のおっしゃるとおりだと思いますし、感染の状況が変わってきて、やり方も考えていかなければな

らないというのは、本当におっしゃるとおりです。また、稗田委員が同じ交渉団体ですから、おっしゃるような様々な考え方のある議員がおります。みんなの御意見を諮って決めていただければと思います。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。議長。

○【青木健議長】 オンラインでの会議の開催につきましては、ただいま広聴委員会のほうに依頼をして市民の意見を聴く会というところで、まず実施をしていただく予定でございますので、その実施の結果等についても皆様方の参考にしていただきまして、御協議を頂きたいというふうに思っております。私個人としては、オンラインということは、今の時代においては必要なものであろうというふうに思っております。大規模災害等で物理的に登庁できないということについては考えるべきだろうというふうに思っております。

なお、委員会においては可否の判断までできるわけなんですけれども、本会議においては、これは自治法上できないということが明らかでございます。これについては、私のほうとしては今後、東京都市議会議長会、それから関東、あるいは全国へと、この問題を提議させていただきたいというふうに思っておりますので、その際は、また皆様方の御協力をお願いいたします。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。オブザーバーとして副議長からも御意見を。

○【藤田貴裕副議長】 前回、いろいろな議論の中で技術的に可能という話になっておりますので、昨今の状況を見ながら、また、議会運営委員会の中で議論をして有意義な結論が出ればよろしいんじゃないでしょうか。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。それでは、皆様より御意見を伺いましたので、議事録にこれで残りましたので。

では、以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。



○【高柳貴美代委員長】 これをもって、議会運営委員会を散会と致します。お疲れさまでございました。

午前10時41分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年8月24日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代